

大分県情報サービス産業協会入会金及び会費規程

(入会金)

第1条 入会金の額は次のとおりとする。

1. 1 正会員 1万円
- 2 賛助会員 1万円
2. 前項の入会金は、入会の申込と同時に納入しなければならない。
3. 入会金を納入した者が、会則第6条の承認を受けられなかった場合は、納入された入会金を、直ちに返還するものとする。

(会費)

第2条 会費の額は次のとおりとする。

1. 1 正会員 年額5万円。
- 2 賛助会員 年間1口以上。ただし、1口は2万5千円とする。
2. 前項の会費は、毎年4月に当該年度分を納入しなければならない。
3. 新たに入会した会員は、入会と同時に当該年度の年会費を納入しなければならない。
4. 退会し又は除名された会員の納入した入会金及び会費は、返還しない。

附則 平成7年4月26日改訂